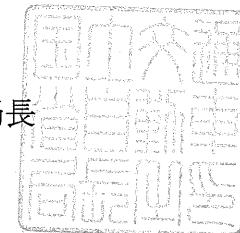




国自技第207号の3
平成27年12月25日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
しましたので、貴会におかれましても、傘下会員（組合員）に対して周知方お
願いします。

別添

国自技第207号
平成27年12月25日

各地方運輸局長 殿 (単名各通)
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

○ 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正について

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）新旧対照表

制定 平成 9年9月19日付 自技 第193号

最終改正 平成 27年12月25日付 国自技第207号

改 正	現 行
「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）	「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）
別添 基準緩和自動車の認定要領	別添 基準緩和自動車の認定要領
第1 (略)	第1 (略)
第2 用語の定義 (略) (1) ~ (20) (略)	第2 用語の定義 (略) (1) ~ (20) (略) <u>(新規)</u>
<u>(21) 「誘導車」とは、道路法第47条の2第1項の許可の申請に対し、道路管理者が当該車両の通行を許可する条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車をいう。</u>	
第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車 (1) (略) (2) 分割可能な貨物を <u>保安基準</u> 第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。 (3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（ <u>前号の自動車で輸送できる貨物を除く</u> 。以下「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長さ）、	第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車 (1) (略) (2) 分割可能な貨物を第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。 (3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（以下「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長さ）、同第4条の2（軸重等）及び

同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）

(4)～(13) (略)

(14) 第1号及び第20号の自動車の誘導車として緑色の点滅する灯火を備えるものであって、第20第1項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）

(15) 幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。）を備えるもの

(16)～(17) (略)

(18) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び同第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。

(19) (略)

(20) トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置（展示、メンテナンス含む。）して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの

(21)～(23) (略)

同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）

(4)～(13) (略)

(14) 道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が通行条件として付した第3第1号の自動車（幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。）の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火を1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）備えるもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）

(15) 幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（発光部の数）以下とする。）を備えるもの

(16)～(17) (略)

(18) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び同第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。

(19) (略)

(20) トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの

(21)～(23) (略)

第4 申請者等

1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。

2 (略)

第5 (略)

第6 審査

1～5 (略)

6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。

7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラにあっては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。

8 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

第7 (略)

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第1

第4 申請者等

1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。なお、第3第15号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。

2 (略)

第5 (略)

第6 審査

1～5 (略)

6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車にあっては、第1項の審査に当たって、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラにあっては、第1項の審査にあたつて、必要に応じて、道路管理者又は都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

8 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

第7 (略)

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の

8、第19又は第20の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適當であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、A B S、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適當であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、A B S、衝突被害軽減ブレーキ、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3によりに表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1～3 (略)

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適當であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第21第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7・8 (略)

第9 繼続緩和の認定

1～3 (略)

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適當であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第20第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7・8 (略)

<p>第11～ 第13 (略)</p> <p>第14 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第15・16 (略)</p> <p>第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書（回答）により確認するものとする。<u>ただし、その他の方法により前項第2号の確認ができる場合はこの限りではないものとする。</u></p>	<p>第11～ 第13 (略)</p> <p>第14 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとするものについては、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第15・16 (略)</p> <p>第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書（回答）により確認するものとする。</p>
--	---

3 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

2 前項の自動車にあっては、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に4個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うこととし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 車両外観図又は外観写真 (本体に緑色の点滅する灯火を備えるものは取付位置を明記するものとする。)

(4)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上

3 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。

(新設)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 車両外観図又は外観写真

(4)～(10) (略)

3 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上

の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そ
うとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各
項に掲げる添付資料により審査するものとする。

2・3 (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第14号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車
両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ 第3第1号の自動車（幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートル
を超えるものに限る。以下「誘導される自動車」という。）の使用者と同一の者が
使用する誘導車。

ロ 誘導される自動車の使用者と、誘導車を配置することに関し契約を締結した者
が使用する誘導車。

ハ 上記ロの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車。

二 物品の輸送に関し、第3第1号の自動車（幅が3メートル以上又は連結時全長
が16.5メートルを超えるもの）を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」と
いう。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する
誘導車。

ホ 上記ニの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車。

ヘ 第3第20号トレーラ・ハウス（幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5
メートルを超えるものに限る。以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を
運行させようとする者が使用する誘導車。

ト 上記への者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車。

(2) 前各号の誘導車に備える緑色の点滅する灯火は、誘導される自動車又は誘導される
トレーラ・ハウスの誘導中のみ使用するものであって、車体の上部の見やすい位置に

の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そ
うとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項
に掲げる添付資料により審査するものとする。

2・3 (略)

(新設)

2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

（1）申請する自動車が特定できる書面

（2）車両外観図又は外観写真

（3）緩和部分詳細図等（灯火の性能等の資料含む）

（4）遵守事項の誓約書

（5）誘導される自動車の一覧表及び当該自動車の自動車検査証の写し

（6）誘導される自動車の使用者と締結した契約書

（7）荷主と締結した契約書及び荷主の扱う商品等の資料（必要に応じ荷主へのヒアリングを行うものとする。）

（8）誘導されるトレーラ・ハウスに関する資料及び当該トレーラを運行させようとする者であることを証明する書面（基準緩和認定書等）

（9）前項第1号又は二若しくはへの者と締結した業務委託契約書

（10）その他地方運輸局長が必要と認めた書面

3 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、特に次の各号について確認するものとする。

（1）誘導車を配置することに關し締結されている契約が業務遂行上、適切であると認められること

（2）当該自動車が、道路法第47条の2第1項の許可の条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車として、適切に誘導を行える自動車であること

第21 行政処分等

1~4 (略)

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条項	項目	保安基準第5 5条第1項に 規定する大臣 が定める告示	1 ～ 3	4	5	6	7	8	9 ～ 12	13
		保安基準等の 条項								
告 示 第 1 条 第 1 号	長さ、幅及 び高さ	認定要領第 3第 <u>9</u> 号の 自動車を除 く	(略)	(略)						
		認定要領第 3第 <u>9</u> 号の 自動車を除 く	(略)	(略)						
	車両総重量	(略)	(略)	(略)						
	軸重等	新規緩和（認 定要領第3第 2号、第3号、 第5号及び第 18号の自 動車を除く）	(略)	(略)						

第20 行政処分等

1~4 (略)

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条項	項目	保安基準第5 5条第1項に 規定する大臣 が定める告示	1 ～ 3	4	5	6	7	8	9 ～ 12	13
		保安基準等の 条項								
告 示 第 1 条 第 1 号	長さ、幅及 び高さ	認定要領第 3第 <u>10</u> 号 の自動車を 除く	(略)	(略)						
		認定要領第 3第 <u>10</u> 号 の自動車を 除く	(略)	(略)						
	車両総重量	(略)	(略)	(略)						
	軸重等	新規緩和（認 定要領第3第 2号、第3号、 第5号及び第 18号の自 動車を除く）	(略)	(略)						

	継続緩和(認定要領第3号、第2号、第3号及び第5号の自動車を除く)	(略)	(略)		継続緩和(認定要領第3号、第2号、第3号及び第5号の自動車を除く)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領第3号(認定要領第3号第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	(略)	(略)		新規緩和(認定要領第3号(認定要領第3号第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領第3号の自動車に限る)				新規緩和(認定要領第3号及 <u>び</u> 第6号の自動車に限る)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領第3号)	(略)	(略)		新規緩和(認定要領第3号)	(略)	(略)

	第2号、第3号及び第4号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)			第2号、第3号及び第4号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)		
	新規緩和(認定要領第3第18号の自動車に限る)	(略)	(略)	新規緩和(認定要領第3第18号の自動車に限る)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領第3第 <u>9</u> 号の自動車に限る)	(略)	(略)	新規緩和(認定要領第3第 <u>10</u> 号の自動車に限る)	(略)	(略)
最小回転半径～非常信号用具	(略)	(略)		最小回転半径～非常信号用具	(略)	(略)
車線逸脱警報装置	保 43-6	○ □ ○ □ △ □ ○		(新設)	(新設)	(新設)
(以下省略)				(以下省略)		

注)

1. (略)

(削除)

2. (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）
長さ（001）～年少者用補助乗車装置等	(略)
<u>車線逸脱警報装置</u>	<u>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。</u> (130) <u>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。</u> (091) <u>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。</u> (131) <u>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。</u> (132)

注)

1. (略)

2. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

3. (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）
長さ（0.01）～年少者用補助乗車装置等	(略)
(新設)	(新設)

<p>その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等)</p>	<p><u>1～10 (略)</u></p> <p><u>11 緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するトレーラであって、車両の構造等が幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものを誘導している場合に限る。</u></p> <p><u>12 基準緩和の認定を受けたトレーラを誘導しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。</u></p> <p><u>13 緑色の点滅灯火の点灯は、基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウス(幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものに限る。)を誘導している場合に限る。</u></p> <p><u>14 基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウスを誘導しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。</u></p> <p><u>15 緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するトレーラ又はトレーラ・ハウスであって、車両の構造等が幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものを誘導している場合に限る。</u></p> <p><u>16 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。</u></p>
<p>(以下省略)</p> <p>【備考】 (略)</p>	<p><u>1～10 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>【備考】 (略)</p>

別表第3 (略)

基準緩和項目	表示の例
長さ～被害軽減ブレーキ	(略)
車線逸脱警報装置	「運行速度60キロメートル毎時以下」

【備考】

(1) 「表示の例」の基となる値については、当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値の最大を表示するものとし、単位についても当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値で表記したものとする。

別表第4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

参考1～8 (略)

別表第3 (略)

基準緩和項目	表示の例
長さ～被害軽減ブレーキ	(略)
(新設)	(新設)

(新設)

別表第4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

参考1～8 (略)

附 則 (平成27年12月25日 国自技第207号)**(適用時期)**

- 1 この要領は、改正日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。